マイナンバーカードを保険証としてご利用できるようになりました。

令和6年6月より

マイナンバーカードのご利用によってお会計が変わります。

	マイナンバーカード	加算点数	名称
初診	利用する	1点	医療情報取得加算2
	利用しない	3点	医療情報取得加算1
再診 (3月に1回に限り算定)	利用する	1点	医療情報取得加算4
	利用しない	2点	医療情報取得加算3

※マイナンバーカードをご利用頂いた方が、費用が抑えられます。

・オンライン資格確認を行う体制を整えています。

・当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。